

幕別町職員定数条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○幕別町職員定数条例 (昭和46年3月27日 条例第5号)</p> <p>(定義) 第1条 この条例で職員とは、町長、議会、選挙管理委員会、教育委員会、監査委員及び農業委員会の事務部局に常勤する一般職の職員（臨時的に任用される職員（臨時の職に関する場合において臨時的に任用される職員に限る。）を除く。）をいう。</p> <p>(職員の定数) 第2条 職員の定数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げるとおりとする。                      (1) 町長の事務部局の職員 220人                      (2) 議会の事務部局の職員 5人                      (3) 選挙管理委員会の事務部局の職員 1人                      (4) 教育委員会の事務部局の職員 <u>29人</u>                      (5) 監査委員の事務部局の職員 1人                      (6) 農業委員会の事務部局の職員 6人                      2及び3 略</p> <p>第3条 略</p>	<p>○幕別町職員定数条例 (昭和46年3月27日 条例第5号)</p> <p>(定義) 第1条 この条例で職員とは、町長、議会、選挙管理委員会、教育委員会、監査委員及び農業委員会の事務部局に常勤する一般職の職員（臨時的に任用される職員（臨時の職に関する場合において臨時的に任用される職員に限る。）を除く。）をいう。</p> <p>(職員の定数) 第2条 職員の定数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げるとおりとする。                      (1) 町長の事務部局の職員 220人                      (2) 議会の事務部局の職員 5人                      (3) 選挙管理委員会の事務部局の職員 1人                      (4) 教育委員会の事務部局の職員 <u>32人</u>                      (5) 監査委員の事務部局の職員 1人                      (6) 農業委員会の事務部局の職員 6人                      2及び3 略</p> <p>第3条 略</p>